

人事院公示第5号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和60年人事院公示第2号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和4年2月18日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、 <u>人事院規則11—4（職員の身分保障）</u> 及び人事院規則11—10（職員の降給）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部の委任に関し、次のとおり決定した。	人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、 <u>国家公務員法（昭和22年法律第120号）</u> 、 <u>人事院規則11—4（職員の身分保障）</u> 、 <u>人事院規則11—8（職員の定年）</u> 及び人事院規則11—10（職員の降給）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部の委任に関し、次のとおり決定した。
1 （略）	1 （略）
2 委任する権限及び所掌事務 （削る）	2 委任する権限及び所掌事務 二 <u>国家公務員法（昭和22年法</u>

律第120号)第81条の3第2項(国家公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第77号)附則第4条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国家公務員法第81条の3(国家公務員法の一部を改正する法律附則第4条において準用する場合を含む。)の規定に基づく勤務の期限を延長することについて承認すること。

二 人事院規則11-4(職員の身分保障)に規定する次に掲げる事項

(1)~(8) (略)

(削る)

二 人事院規則11-4(職員の身分保障)に規定する次に掲げる事項

(1)~(8) (略)

三 人事院規則11-8(職員の定年)に規定する次に掲げる事項

(1) 第5条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。

(2) 別表職員の欄中事務次官のうち人事院が定めることとされている外交領事事務に従事する職員について定めること。

- (3) 別表職員の欄中人事院が定めることとされている内閣審議官について定めること。
- (4) 別表職員の欄中外務審議官のうち人事院が定めることとされている外交領事事務に従事する職員について定めること。
- (5) 別表職員の欄中人事院が定めることとされている研究所、試験所等の副所長について定めること。
- (6) 別表職員の欄中人事院が定めることとされている外務省本省に勤務し外交領事事務に従事する職員について定めること。
- (7) 別表年齢の欄中人事院が定めることとされている職員について定めること。
- (8) 別表職員の欄中人事院が定めることとされている研究所、試験所等の長について定めること。
- (9) 別表職員の欄中人事院が定めることとされている事故調

<p>三 人事院規則 11—10（職員の降給）に規定する次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>3 委任の効力の発生する日</p> <p><u>昭和60年3月1日</u></p>	<p><u>査官について定めること。</u></p> <p>四 人事院規則 11—10（職員の降給）に規定する次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>3 委任の効力の発生する日</p> <p><u>昭和60年3月1日（第2項第1号及び第3号に掲げる権限及び所掌事務については、昭和60年3月31日）</u></p>
--	--

2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。